

各 位

株式会社みずほ銀行

変額個人年金保険・終身医療保険『ながいき設計』の販売開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:杉山 清次)は、2007年12月22日(土)の銀行窓口における保険商品販売の全面解禁にあたり、全国の本支店(※)であらたに、変額個人年金保険と終身医療保険を組み合わせた新商品『ながいき設計』(正式名称:変額個人年金保険/特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険、終身医療保険/生活習慣病保険Ⅰ型180日型(低解約返戻金特則付)・医療特約(生活習慣病保険用)60日型、引受保険会社:アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー〔以下、「アリコジャパン」といいます〕)の販売を開始いたします。

※休日は、一部の店舗に限定しての取り扱いとなります。

『ながいき設計』は、原則として、変額個人年金保険と終身医療保険の2つの商品を組み合わせ販売するものであり、お客さまの生活設計に応じて、以下のコースから選択することが可能です。

1. 充実の備えコース(変額個人年金保険+終身医療保険)
2. 年金準備コース(変額個人年金保険)
3. 医療保障準備コース(終身医療保険)

当行では、お客さまの豊かなセカンドライフに備える金融商品のひとつとして、個人年金保険などの保険商品の販売を行っております。今回、銀行窓口における保険商品販売の全面解禁を迎えるにあたり、長生きへのもうひとつの備えとして、入院・手術費用等を保障する医療保険の取り扱いを開始し、お客さまの多様なニーズにお応えすることが可能となりました。

今回取り扱いを開始する『ながいき設計』の主な特徴は以下のとおりです。
(商品のしくみ、費用については別紙をご参照願います)

《変額個人年金保険の主な特徴》

据置期間最短1年で終身年金の受取が可能

据置期間が最短1年(最長40年)で、終身年金の受取開始が可能です。

年金支払開始日以後の加算年金の期待

年金支払開始日以降も、特別勘定により運用しながら年金を受取る仕組み(特別勘定終身年金)のため、特別勘定の運用が好調な場合には、加算年金の上乗せ(受取る年金額の増加)が期待できます(その後の、特別勘定の運用成果が不調であっても、一度上乗せされた加算年金が減ることはありません)。ただし、特別勘定の運用実績が不調な場合には、加算年金の上乗せはありません。

万一の際への備え

- ・ 据置期間中、被保険者が死亡した場合の死亡給付金は、積立金額または基本給付金額(一時払保険料相当額)のいずれか高い金額が支払われます。(一時払保険料相当額が引受保険会社により最低保証されます。)
- ・ 年金受取開始日以後に被保険者が死亡した場合の死亡一時金は、以下の(a)(b)のうちいずれか高い金額が支払われます。(ただし、(a)(b)の残額がいずれもゼロの場合、死亡一時金は支払われません。)

(a) 年金支払開始日以後の基本給付金額から年金支払累計額を差し引いた金額

(b) 被保険者が死亡した日における積立金額

【変額個人年金保険のご留意事項】

- この保険の資産は、据置期間中および年金支払開始日以後とも特別勘定によって運用され、その運用実績により、将来の年金額、死亡給付金額、死亡一時金額、積立金額、解約返戻金額および年金の一括支払時の支払額が変動します。
- 投資リスク(価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスクなど)は、ご契約者および受取人に帰属します。
- 将来の積立金額、解約返戻金額、年金の一括支払額および年金の受取総額には最低保証はありませんので、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額(最低保証を含む)、積立金額、解約返戻金および将来の年金額等が削減されることがあります。
- 契約日・増額日から 10 年未満に解約・減額・年金の一括支払の請求をする場合等、所定の解約控除がかかります。そのため、運用実績が好調な場合であっても、受取金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

《終身医療保険の主な特徴》

一生涯続く終身タイプの医療保険

- ・ 入院 10,000 円プランと入院 5,000 円プランの 2 つのプランからご選択いただく商品です。
- ・ 入院・手術に対する保障が一生涯続きます。(ただし、保険料払込期間も終身となります。また、死亡・高度障害時に保険金は支払われません。)

入院や手術への備え

- ・ 生活習慣病(※)の場合は、1 入院 180 日まで保障されます。
(※)生活習慣病…ガン(悪性新生物および上皮内新生物)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患
- ・ 病気(生活習慣病以外)・ケガの場合は、1 入院 60 日まで保障されます。(複数の入院給付金の支払事由に該当する期間であっても、一種類の入院給付金のみが支払われます。)
- ・ 病気(生活習慣病を含む)やケガによる手術も保障されます。

保険料払込免除制度

被保険者が所定の身体障害状態になった場合には、以後の保険料払込が生涯にわたって免除されます。

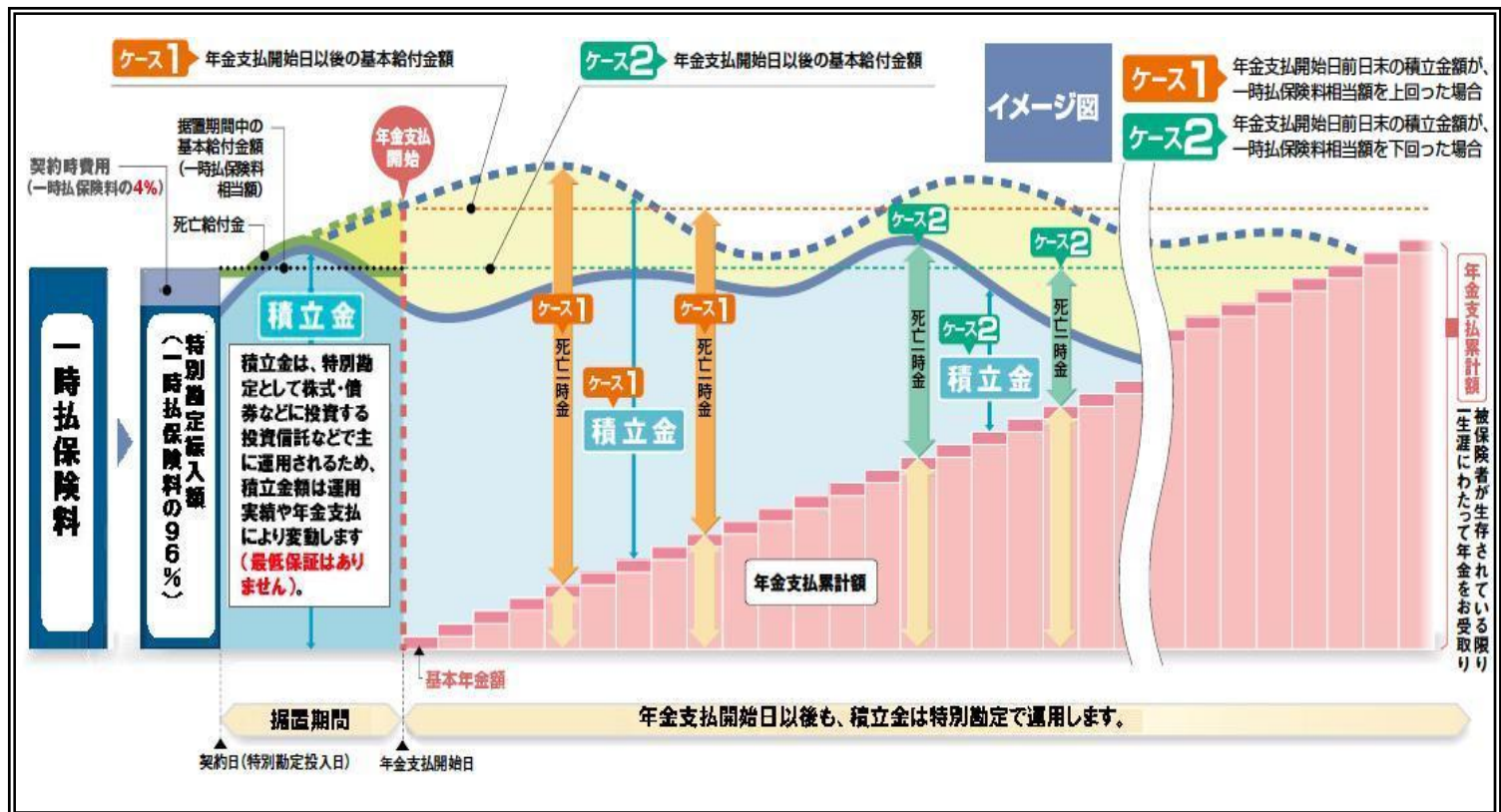
【終身医療保険のご留意事項】

- これまでにかかったことのある病気やケガ・体格・ご職業・収入その他アリコジャパンの基準により、他の契約者との公平を保つために契約をお引き受けできない場合があります。
- 当保険には解約返戻金はありません。
- 支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合等、給付金等をお支払いできない場合があります。(くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

『ながいき設計(変額個人年金保険)』の仕組み(イメージ図)



- ※ 上記はイメージ図であり、一時払保険料の増減等がなかった場合のものです。
- ※ 特別勘定投入日は、アリコジャパンが申込書・告知書を受取った日または一時払保険料相当額を受取った日のいずれか遅い日から8営業日以内(契約日と同一)とします。
- ※ 死亡一時金額、基本年金額、年金支払累計額は、年金支払開始日以後の基本給付金額により異なります(死亡一時金と年金支払累計額の合計額には、年金支払開始日以後の基本給付金額の最低保証があります)。
- ※ 年金支払開始日以後の積立金の運用が好調な場合は加算年金が上乘せされる場合がありますが、上記イメージ図の年金支払累計額は、加算年金を考慮しておりません。

《ご契約のお取り扱い》

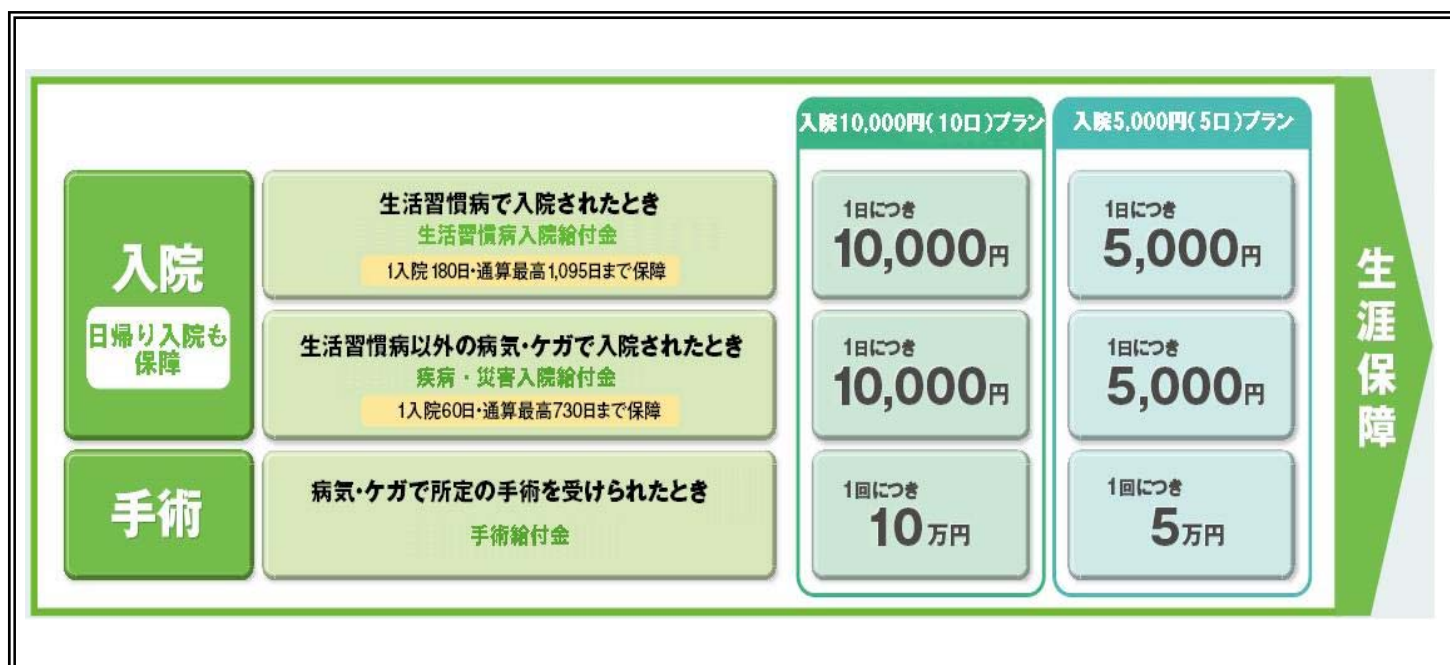
加入年齢(被保険者満年齢)	50歳～80歳
年金開始年齢(被保険者満年齢)	51歳～90歳
一時払保険料	最低400万円～最高5億円(1万円単位)
据置期間	1年～40年(年単位)
年金の種類	特別勘定終身年金
契約初期費用	一時払保険料に対して4.0%
保険関係費用	積立金額に対して年率0.85%
運用関係費用(※)	積立金額に対して年率0.945%(税込)
特別勘定終身年金特約保険料	積立金額に対して年率1.10%
特約追加純保険料	(被保険者の到達年齢満75歳以降)積立金額に対して年率0.30%
年金管理費(定額年金でお受取の場合)	年金額の1.0%
解約控除	契約日・増額日から10年未満の解約・減額・年金の一括請求の場合等、経過年数に応じて一時払保険料に対して4.0%～0.4%

※運用関係費用は、特別勘定の資産運用にかかる費用で、投資顧問料や保管料などです。また、上記のほか、信託事務に関する諸費用、有価証券の売買委託手数料等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、お客さまに間接的にご負担いただき、特別勘定のユニット価格に反映されます。なお、運用関係費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等により、将来変更される場合があります。

【変額個人年金保険のご留意事項】

- この保険の資産は、据置期間中および年金支払開始日以後とも特別勘定によって運用され、その運用実績により、将来の年金額、死亡給付金額、死亡一時金額、積立金額、解約返戻金額および年金の一括支払時の支払額が変動します。
- 投資リスク(価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスクなど)は、ご契約者および受取人に帰属します。
- 将来の積立金額、解約返戻金額、年金の一括支払額および年金の受取総額には最低保証はありませんので、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額(最低保証を含む)、積立金額、解約返戻金および将来の年金額等が削減されることがあります。
- 契約日・増額日から 10 年未満に解約・減額・年金の一括支払の請求をする場合等、所定の解約控除がかかります。そのため、運用実績が好調な場合であっても、受取金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

『ながいき設計(終身医療保険)』の仕組み(イメージ図)



《ご契約のお取り扱い》

加入年齢(被保険者満年齢)	18歳～75歳
保険期間・保険料払込期間	終身
支払事由	各種給付金などは保険期間中に下記の支払事由に該当したときにお支払します。この保険において生活習慣病とは、ガン(悪性新生物および上皮内新

	生物)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患の5つを指します。 ● 生活習慣病入院給付金 * 1 (生活習慣病保険<主契約>) 責任開始時以後に、責任開始時前を含めて悪性新生物または上皮内新生物と診断確定され、治療を目的として入院されたとき、または責任開始時以後に発病した糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患の治療を目的として入院されたとき。 ● 疾病入院給付金 * 1 * 2 (医療特約<生活習慣病保険用>) 責任開始時以後に発病した生活習慣病以外の疾病の治療を目的として入院されたとき。 ● 災害入院給付金 * 1 (医療特約<生活習慣病保険用>) 責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたとき。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること。 ● 手術給付金 * 2 * 3 (医療特約<生活習慣病保険用>) 責任開始時以後に生じた疾病または傷害の治療を目的として所定の手術を受けられたとき。
給付金の支払限度	● 生活習慣病入院給付金…1入院につき180日、通算最高1,095日 ● 疾病入院給付金…1入院につき60日、通算最高730日 ● 災害入院給付金…1入院につき60日、通算最高730日 ※支払事由に該当する入院を2回以上し、その原因が同一であるとき、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は、1入院とみなします。

- * 1 生活習慣病入院給付金と疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる期間が重複する場合には、生活習慣病入院給付金の支払われる期間については、疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いしません。
- * 2 薬物依存による疾病入院・手術は支払事由に該当しません。
- * 3 同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、1回の手術とみなし重複してお支払いしません。

【終身医療保険のご留意事項】

- これまでにかかったことのある病気やケガ・体格・ご職業・収入その他アリコジャパンの基準により、他の契約者との公平を保つために契約をお引き受けできない場合があります。
- 当保険には解約返戻金はありません。
- 支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合等、給付金等をお支払いできない場合があります。(くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「(変額個人年金保険)・「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「(終身医療保険)・「ご契約のしおり・約款」・「特別勘定のしおり」(変額個人年金保険)を必ずご覧ください。

以上